

板橋区民間保育所等整備費補助要綱

(昭和49年 9月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉の向上を図るため、区内の保育所等及び区内の認定こども園における保育所機能部分を、子ども家庭庁の「就学前教育・保育施設整備交付金」（以下「就学前交付金」という。）及び東京都の「待機児童解消区市町村支援事業補助要綱」を活用して整備する事業に対し、区が予算の範囲内において交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる施設整備に関する事業（以下「補助事業」という。）は、法人格を有する者が行う次に掲げるものとする。

- (1) 創設 新たに保育所等及び保育所機能部分を整備すること。
- (2) 改築 既存施設の定員の増員を行わないで改築（一部改築を含む。）をすること。
- (3) 増築 既存施設の定員の増員を図るための整備をすること。
- (4) 増改築 既存施設の定員の増員を図るための増築をするとともに既存施設の改築（一部改築を含む。）をすること。
- (5) 大規模修繕等 既存施設について、「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて（令和5年8月22日こ成事第426号子ども家庭庁成育局長通知）」に即した整備をすること（500万円以上の修繕等に限る。）。
- (6) 老朽民間児童福祉施設整備 社会福祉法人が設置する施設について、「老朽民間児童福祉施設等の整備について（令和5年8月22日こ成事第431号子ども家庭庁成育局長通知）」に即した改築（一部改築を含む。）をすること。
- (7) ブロック塀の改修工事
- (8) 安全柵の設置工事

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設は、法人格を有する者が設置する次に掲げるものとする。

(1) 保育所等

- ア 児童福祉法第35条の4に基づき設置する同法第39条第1項に規定する保育所
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分
- ウ 認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分
- エ 平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園
- オ 平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する保育所型認定こども園分園・幼保連携型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分

(2) 保育所機能部分

- ア 認定こども園法第3条第1項及び第3項に基づく認定を受けることができる幼稚園において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分（当該施設の定員が20人以上の場合に限る。）
- イ 平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1

号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼稚園型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分

(補助対象事業者)

第3条の2 この要綱に基づく補助金の交付対象者は、前条に定める施設を整備する事業者のうち、申請日現在、法人住民税を滞納していないものとする。

交付対象者は整備する対象施設について、令和3年度から令和5年度までの間に東京都福祉サービス第三者評価を受審していることとする。ただし、令和6年度に新規で開設する施設については、4月に開設する場合は開設する月の属する年度の末日までに、4月以外に開設する場合は開設する月の属する年度の翌年度の末日までにそれぞれ第三者評価を受審することとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1-1、1-2、1-3、1-4及び1-5に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費
- (3) 職員の宿舎に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が施設整備に要する費用として適当でないと認める経費

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる保育所等（就学前交付金に基づく補助金において国の負担割合が3分の2となる場合）
定員数に応じた別表2-1に掲げる額（特殊付帯工事、設計料加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金の加算又は地域の余裕スペース活用促進加算を受ける場合は、それぞれを加えた額）に2分の3を乗じて得た基準額と、別表1-1に定める補助対象経費の実支出額のうちいずれか少ない額を選定額とし、これに4分の3を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）
- (2) 第3条第1号に掲げる保育所等（就学前交付金に基づく補助金において国の負担割合が2分の1となる場合）
定員数に応じた別表2-2に掲げる額（特殊付帯工事、設計料加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金の加算又は地域の余裕スペース活用促進加算を受ける場合は、それぞれを加えた額）に2を乗じて得た基準額と、別表1-1に定める補助対象経費の実支出額のうちいずれか少ない額を選定額とし、これに4分の3を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）
- (3) 第3条第1号に掲げる保育所等（大規模修繕等）
別表1-2で定める基準により算出した基準額と、補助対象経費の実支出額のうちいずれか少ない額を選定額とし、これに4分の3を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）
- (4) 第3条第2号に掲げる保育所機能部分（創設・増築・増改築・改築・老朽民間児童福祉施設整備）
定員数に応じた別表2-3に掲げる額に2を乗じて得た基準額と、別表1-3に定める補助対象経費の実支出額のうちいずれか少ない額を選定額とし、これに4分の3を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）
- (5) 第3条第2号に掲げる保育所機能部分（大規模修繕等）
別表1-4で定める基準により算出した基準額と、補助対象経費の実支出額のうちいずれか少ない額を選定額とし、これに4分の3を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）
- (6) 第3条第1号に掲げる保育所等（ブロック塀の改修工事・安全柵の設置工事）
別表1-5で定める基準により算出した基準額と、補助対象経費の実支出額のうちいずれか少ない額を選定額とし、これに4分の3を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）

- 2 第2条に定める補助事業は、東京都の待機児童解消区市町村支援事業の対象として、前項に定める選定額に8分の1を乗じて得た額を加算する（1,000円未満切り捨て）。
- 3 第2条に定める補助事業（大規模修繕等・ブロック塀の改修工事・安全柵の設置工事を除く。）の補助対象経費の実支出額が、第1項第1号、第2号又は第4号でそれぞれ算定した基準額を上回る場合は、高騰加算の対象として保育所等については定員数に応じた別表2-4に掲げる額（特殊付帯工事、地域の余裕スペース活用促進加算を受ける場合は、それぞれ加えた額）、保育所機能部分については定員数に応じた別表2-5に掲げる額に基づき算定した基準額と、補助対象経費の実支出額から第1項で算定した基準額を減じた額のうちいずれか少ない額を選定額とし8分の7を乗じて得た額をさらに加算する（1,000円未満切り捨て）。
- 4 当該事業が複数年にわたる場合は、当該年度の交付対象となる工事金額による出来高により進捗率を算出し、前各項までに定める算出方法によって得た額に進捗率を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（工事期間、工事仕様書、平面図等）
- （2）見積書及び内訳書の写し
- （3）当該事業に関する収支予算書（又は見積書）抄本
- （4）財産目録及び貸借対照表
- （5）直近の法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し）
- （6）福祉サービス第三者評価結果報告書
- （7）前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めたときは別記第2号様式により、適正でないと認めたときは別記第3号様式により交付決定者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第8条 前条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた者は、事情により補助金の額に変更が生じたときは、別記第4号様式に、第6条第1号から第3号までに掲げる書類及びその他区長が必要と認める書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、別記第5号様式を区長に提出しなければならない。

- （1）事業の計画を変更しようとする場合において、補助金の額に変更が生じないとき。
- （2）事業を廃止しようとするとき。

（変更交付決定）

第9条 区長は、前条第1項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めたときは別記第6号様式により、適正でないと認めたときは、別記第7号様式により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第10条 区長は、第7条による交付決定又は前条による変更交付決定を行った場合は、保育所等を新設する場合にあっては当該保育所等が認可された後に、保育所機能部分を新設する場合にあっては当該保育所機能部分が認定された後に、分園の設置、定員の拡大又は老朽化に伴い整備をする場合にあつては当該設置及び変更に関する届出が受理された後に、交付決定を受けた者から請求書（別記第8号様式）及び必要な書類を徴し、支払うものとする。ただし、当該事業が複数年にわたる場合は、この限りではない。

(補助事業の完了時期)

第11条 補助事業(当該事業が複数年にわたる場合は、各会計年度分の事業とする。以下同じ。)は、当該会計年度の3月31日までに完了しなければならない。

(事故報告)

第12条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要に応じ補助事業の遂行状況について、区長に報告しなければならない。

(補助金の申請の取下げ)

第14条 補助金の交付を申請した者は、第7条又は第9条の決定に異議があるときは、別記第9号様式により申請を取り下げることができる。

(補助事業の遂行命令)

第15条 補助事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区長は、補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 前項の命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第16条 補助金の交付決定又は変更交付決定を受けた者は、当該会計年度終了までに補助事業を完了し、翌年度4月末日までに、別記第10号様式を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第12条の規定に基づき区長の承認を受け、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに別記第10号様式を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 区長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、第7条又は第9条で決定した額を上限として、実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、別記第11号様式により交付決定者に通知する。

(是正のための措置)

第18条 区長は、前条の規定により、調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 第16条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(決定の取消し)

第19条 区長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消しすることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付の内容、又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前各号の規定は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第20条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 2 第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 補助金の交付を受けた者が、前条の規定により補助金の交付の決定の全部、又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

- 4 第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(補助金の交付の制限)

第22条 区長は、第20条の規定により補助金の返還を命じたものに対しては、その返還が完了してから3年間はあらたに補助を行わないものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(財産処分等の制限)

第23条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、別記第12号様式によりあらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用を増加した後、別に区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(書類の整備保管)

第24条 補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第25条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに別記第13号様式により区長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

(その他必要な事項)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども家庭部長が別に定める。

(補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都板橋区補助金交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

付 則

1 この要綱は、昭和49年10月1日から施行する。

(平成28年度の特例)

2 平成28年度における第5条の適用については、同条第2項第1号中「8分の1」とあるのは、「16分の3」とする。

(平成29年度の特例)

3 平成29年度における第5条の適用については、同条第2項中「8分の1」とあるのは「16分の3」とし、同条第3項中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

(平成30年度の特例)

4 平成30年度における第5条の適用については、同条第2項中「8分の1」とあるのは「16分の3」とし、同条第3項中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

(令和元年度の特例)

5 令和元年度における第5条の適用については、同条第2項中「8分の1」とあるのは「16分の3」とし、同条第3項中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

(令和2年度の特例)

6 令和2年度における第5条の適用については、同条第2項中「8分の1」とあるのは「16分の3」とし、同条第3項中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

(令和3年度の特例)

7 令和3年度における第5条の適用については、同条第2項中「8分の1」とあるのは「16分の3」とし、同条第3項中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

(令和4年度の特例)

8 令和4年度における第5条の適用については、東京都の待機児童解消区市町村支援事業補助要綱(令和5年3月1日4福保子保第4046号)に定める補助率引き上げ要件のうち二つ以上が該当する場合、同条第2項中「8分の1」とあるのは「16分の3」とし、同条第3項中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

(令和5年度の特例)

9 令和5年度における第5条の適用については、東京都の待機児童解消区市町村支援事業補助要綱(令和6年2月1日5福保子保第2560号)の激変緩和措置において定める補助率引き上げ要件のうち二つ以上が該当する場合、同条第2項中「8分の1」とあるのは「16分の3」とし、同条第3項中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

この一部改正は、平成4年7月17日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成7年2月2日から施行し、平成6年7月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成18年3月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成19年11月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成22年3月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成23年3月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成26年2月21日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、平成27年3月16日から施行する。
- 2 平成26年度の特例
平成26年度における第5条の適用については、同条第2項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」とする。
付 則
- 1 この一部改正は、平成28年3月2日から施行する。
- 2 平成27年度の特例
平成27年度における第5条の適用については、同条第2項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」とする。
付 則
- この一部改正は、平成30年3月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
付 則
- この一部改正は、平成31年2月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
付 則
- この一部改正は、令和2年2月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
付 則
- この一部改正は、令和3年3月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
付 則
- この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。
付 則
- この一部改正は、令和4年2月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
付 則
- この一部改正は、令和5年3月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
付 則
- この一部改正は、令和6年2月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
付 則
- この一部改正は、令和7年2月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1－1

施設区分	種目	基準	補助対象経費
保育所等	本体工事費（大規模修繕等を除く。）	別表2－1又は2－2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、区長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条ただし書に定める費用を除く。以下同じ。）、工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であり、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要となる権利金や前払地代などの一時金。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。以下同じ。）	別表2－1又は2－2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1－2

施設区分	種目	基準	補助対象経費
保育所等	本体工事費（大規模修繕等に限る。）	次のいずれか低い方の価格 (1)公的機関の見積もり (2)工事請負業者2社の見積もり	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、区長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条ただし書に定める費用を除く。以下同じ。）、工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であり、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）
	仮設施設整備工事費	区長が必要と認めた額	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1－3

施設区分	種目	基準	補助対象経費
保育所機能部分	本体工事費（大規模修繕等を除く。）	別表2－3に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、区長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条ただし書に定める費用を除く。以下同じ。）、工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であり、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表2－3に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1－4

施設区分	種目	基準	補助対象経費
保育所機能部分	本体工事費（大規模修繕等に限る。）	次のいずれか低い方の価格 (1)公的機関の見積もり (2)工事請負業者2社の見積もり	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、区長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であり、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）
	仮施設設置整備工事費	区長が必要と認めた額	仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1－5

施設区分	種目	基準	補助対象経費
保育所等	ブロック 塀の改修 工事	次のいずれか低い方の価格 (1)公的機関の見積もり (2)工事請負業者2社の見積もり ※ただし、見積り額が300,000円未満の 場合は、補助の対象としない	安全性に問題があるブロック塀の撤去、 再設置、改修にかかる工事に必要な工 事費又は工事請負費、工事事務費(工事 施工のために直接必要な事務に要する 費用であり、旅費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計監督料等をい い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下 同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは 別の種目において別途交付対象とする 費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工 事請負費には、これと同等と認められる 委託費、分担金及び適当と認められる購 入費等を含む。(以下同じ。) ※「ブロック塀」とは、石造、コンクリートブ ロック造その他組積造による塀及びこれ らの基礎をいう。 ※改修すべきブロック塀は、施設所有の ものに限る。 ※ブロック塀の撤去にとどまる場合は対 象としない。 ※児童の活動が想定される区分に限定 した施工面積、範囲を対象とし、それを超 える範囲の経費は対象としない。
	安全柵の 設置工事	次のいずれか低い方の価格 (1)公的機関の見積もり (2)工事請負業者2社の見積もり ※ただし、見積り額が300,000円未満の 場合は、補助の対象としない	子どもの安全な環境を確保するための、 安全柵の設置工事に必要な工事費又は 工事請負費、工事事務費、実施設計に要 する費用 ※「安全柵」とは、施設に隣接する、施設 の所有ではない安全性に問題があるブロ ック塀の倒壊防止(等の安全対策)機能 を備えた柵をいう。また、施設の敷地内に 設置する場合において対象とする。 ※児童の活動が想定される区分に限定 した施工面積、範囲を対象とし、それを超 える範囲の経費は対象としない。

別表2-1

保育所等(就学前交付金に基づく補助金において国の負担割合が3分の2となる場合)□

単位:千円

		本体工事	解体撤去工事費	仮施設整備工事費
		開設準備費加算(次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算)		
定員20名以下	94,500	44	1,891	3,368
定員21～30名	99,000	34	2,143	4,110
定員31～40名	115,100	28	2,858	4,981
定員41～70名	131,300	24	3,598	6,920
定員71～100名	170,500	19	5,074	10,382
定員101～130名	205,100	16	6,090	12,459
定員131～160名	237,500	15	7,612	15,573
定員161～190名	269,700	14	9,136	17,028
定員191～220名	299,800	14	10,658	19,867
定員221～250名	332,100	14	12,183	22,705
定員251名以上	369,100	14	13,705	25,543
特殊付帯工事	13,010			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
土地借料加算	37,500			
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1に、3分の2を乗じた額(千円未満切り捨て)			
地域の余裕スペース活用促進加算	13,410			

1 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

2 増築、一部改築等、定員のすべてが本体工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

3 一部改築等、定員のすべてが解体撤去工事、仮施設整備工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

6 特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知)に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-2

保育所等(就学前交付金に基づく補助金において国の負担割合が2分の1となる場合)

単位:千円

	本体工事		解体撤去工事費	仮施設整備工事費
		開設準備費加算(次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算)		
定員20名以下	70,800	33	1,417	2,525
定員21～30名	74,200	24	1,608	3,082
定員31～40名	86,300	20	2,143	3,735
定員41～70名	98,400	17	2,698	5,190
定員71～100名	127,800	14	3,804	7,786
定員101～130名	153,700	11	4,567	9,343
定員131～160名	177,900	11	5,710	11,682
定員161～190名	202,200	10	6,852	12,771
定員191～220名	224,800	10	7,993	14,899
定員221～250名	249,100	10	9,136	17,028
定員251名以上	276,600	10	10,278	19,156
特殊付帯工事	9,680			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
土地借料加算	28,100			
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1に、2分の1を乗じた額(千円未満切り捨て)			
地域の余裕スペース活用促進加算	10,040			

1 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

2 増築、一部改築等、定員のすべてが本体工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

3 一部改築等、定員のすべてが解体撤去工事、仮施設整備工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

6 特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知)に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-3

保育所機能部分(創設・増築・増改築・改築・老朽民間児童福祉施設整備)

単位:千円

	本体工事	解体撤去工事費	仮施設整備工事費
定員20名以下	44,900	900	1,607
定員21～30名	47,100	1,022	1,961
定員31～40名	54,800	1,364	2,378
定員41～70名	62,600	1,716	3,301
定員71～100名	81,200	2,420	4,956
定員101～130名	97,900	2,904	5,945
定員131～160名	113,200	3,632	7,432
定員161～190名	128,700	4,359	8,125
定員191～220名	143,000	5,087	9,481
定員221～250名	158,300	5,813	10,835
定員251名以上	176,000	6,541	12,190

- 1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- 2 増築、一部改築等、定員のすべてが本体工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- 3 一部改築等、定員のすべてが解体撤去工事、仮施設整備工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

別表2-4

保育所等(高騰加算)

単位:千円

	本体工事	解体撤去工事費	仮施設整備工事費
定員20名以下	35,437	709	1,263
定員21～30名	37,125	803	1,541
定員31～40名	43,162	1,071	1,867
定員41～70名	49,237	1,349	2,595
定員71～100名	63,937	1,902	3,893
定員101～130名	76,912	2,283	4,672
定員131～160名	89,062	2,854	5,839
定員161～190名	101,137	3,426	6,385
定員191～220名	112,425	3,996	7,450
定員221～250名	124,537	4,568	8,514
定員251名以上	138,412	5,139	9,578
特殊付帯工事	4,878		
地域の余裕スペース活用促進加算	5,028		

- 1 増築等定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- 2 認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2－5

保育所機能部分(高騰加算)

単位:千円

	本体工事	解体撤去工事費	仮施設設整備工事費
定員20名以下	22,450	450	803
定員21～30名	23,550	511	980
定員31～40名	27,400	682	1,189
定員41～70名	31,300	858	1,650
定員71～100名	40,600	1,210	2,478
定員101～130名	48,950	1,452	2,972
定員131～160名	56,600	1,816	3,716
定員161～190名	64,350	2,179	4,062
定員191～220名	71,500	2,543	4,740
定員221～250名	79,150	2,906	5,417
定員251名以上	88,000	3,270	6,095

1 本体工事費について、増築等定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)